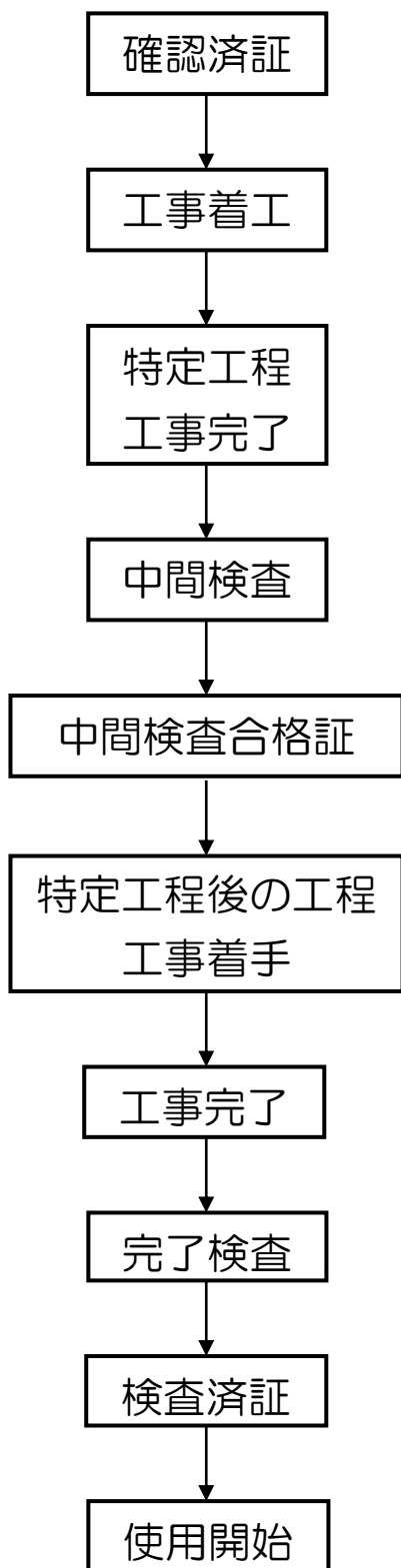


# 中間検査及び完了検査について

和歌山市



- 確認済の表示  
工事現場には確認を得た適法な建築物の工事であることを示す標識を設置してください。
  - ・建築士による工事監理  
一定規模以上の建築物の工事をするには資格を持った建築士による工事監理が必要です。工事監理は建築物の安全確保のかなめです。
- 特定工程とは  
木造 : 構造耐力上主要な部分の工事  
鉄骨造 : 構造耐力上主要な部分の工事  
鉄筋コンクリート : 基礎配筋工事又は2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 中間検査申請  
中間検査対象建築物は、特定工程に係る工事を終えた時点で中間検査申請書を提出し、中間検査を受けましょう。
- 中間検査合格証  
中間検査合格証の交付を受けなければ、特定工程後の工程に進むことが出来ません。
- 特定工程後の工程とは
  - ・2階の床及びこれを支持する梁のコンクリート打設工事
  - ・基礎コンクリート打設工事
  - ・壁の外装工事又は内装工事
- 完了検査申請  
工事が完了したときは、完了検査申請書を提出し、完了検査を受けましょう。
- 検査済証の交付  
検査済証は、適法建築物のあかしです。検査済証の交付を受けましょう。
- 建物の引渡しと使用開始  
建築法規に適合していることを示す検査済証の交付を受けなければ原則として建築物を使用することは出来ません。